

之が最も合理的のモノなり。今又予吾々ハ労働運動
ヲ歴史的一見マシテニ果シテ此は資本家階級ヲ取締
ル製憲憲法カ合理的ニ見テ是より多クカラ多ク批判シテ
是よりト思ヒマス。吾々ハ此憲法上ニ在リテ言論並ニ集
会ノ自由ト云フ事ヲ認メラシテ是ル彼等アルにテ然レ
カ行フ如ク労働組合並ニ労働会ニ登記者及雇員
ヲ出サナク知ガ我々が労働組合ヲ行フ時ハ此等ノ登記
者何時ニ付クソレシテ或々ノ行フ集会ニ許スル程度
如何ト是ルニ何時ニ解散在可ク以テ之ニ條ニテ是レ
然レシ吾々ハ望官サレシ憲法ヲアテテ是レ行フ可ク
(中上)

労働合同労働組合

千お茂雄

最近此構想ニ在テ労働者議ガ起リマスガ此等議ハ
何故ニ起ルカト云フ事ヲ我々労働者アルガ故ニ考ヘテ
レバナラナリト思ヒマスソレテ其ノ年議ニ対シテ吾々が
運動ヲ妨害スル國家権カト云フモノヲ考メテレバ其カ
横柄ニ労働者議カ此山起ルト云フコトハ他ニ比シテ
労働條件カ悪イト云フ事ヲ明カニ証明スルモノ
茲ニ在テ資本家ニ対スル反抗運動トシテ労働者議
カ勸業スルノアリマス。飢ニ死ニスル秋ニ在テ人如何ニ
暮ガ起ルカ命ヲナシテアル甚クニ製憲者ノ死迫カ
テ蒼々ト向テ大キクナシテアリマス。知テ製憲者ノ御心
サレモ同じク我々ハ……(大意)甚クシキ生活ヲ送リ居ル